毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目　次

ページ

告　示

○生活保護法による介護機関の指定（六六二・福祉政策課）……1
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（六六三・福祉政策課）……1
○平成十七年度家畜人工授精師養成講習会の実施（六六四・農畜産振興課）……2
○第三十四回採石業務管理者試験の実施（六六五・資源エネルギー課）……2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（六六六・仙北地域振興局建設部）……3

## 告　示

### 秋田県告示第六百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

| 名称 | 開設者氏名又は名称 | 所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| グループホームホプシー | ホプシー有限会社　代表取締役 | 潟上市天王字上北野七十一番地八 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成十七年六月二十二日 |
| グループホーム　田園 | 社会福祉法人　久盛会　理事長 | 由利本荘市岩城富田字根本十番地二十二 | 痴呆対応型共同生活介護 | 平成十七年七月一日 |
| 指定訪問介護事業所　末広介護タクシー | 有限会社末広自動車　代表取締役 | 横手市大町五番十号 | 訪問介護 | 平成十七年七月一日 |

### 秋田県告示第六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

| 名称 | 開設者氏名又は名称 | 所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 比内町立扇田病院 | 比内町長 | 北秋田郡比内町扇田字本道端七番地一 | 訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>居宅療養管理指導 | 平成十七年六月十九日 |

**秋田県告示第六百六十四号**

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十七年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第十一号）第二条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十七年七月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　講習の期日及び場所
(一)　期日　平成十七年九月五日（月）から同月二十一日（水）まで
(二)　場所　南秋田郡大潟村字南二丁目二番地　秋田県立大学短期大学部
二　家畜の種類　牛
三　受講資格　家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
四　受講定員　三十五名
五　受講に必要な書類
(一)　受講願書
(二)　履歴書
六　受講願書用紙の交付
(一)　期間　日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き、平成十七年八月一日（月）から同月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
(二)　場所　農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
七　受講願書の受付
(一)　期間　日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十七年八月一日（月）から同月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
(二)　場所　農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
八　受講に要する経費
(一)　額　二万七千円
(二)　納付方法　講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
九　講習についての問い合わせ先
農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班（電話〇一八―八六〇―一八〇八）

**秋田県告示第六百六十五号**

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十四回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　試験の日時及び場所
(一)　日時
平成十七年十月十四日（金）　午前十時から正午まで
(二)　場所
秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎　三階　三四会議室
二　試験科目
(一)　岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(二)　岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
三　受験申し込みに必要な書類
(一)　受験願書（採石法施行規則様式第九によるもの）
(二)　履歴書（採石法施行規則様式第十によるもの）
(三)　写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
四　受験願書用紙の公布
(一)　期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十七年七月二十五日（月）から同年九月二十二日（木）までの午前九時から午後五時まで
(二)　場所
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
五　受験願書の受付

(一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十七年八月十五日（月）から同年九月二十二日（木）までの午前九時から午後五時まで
(二) 場所
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部資源エネルギー課
（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）
六　受験手数料
(一) 額　八千円
(二) 納付方法　受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
七　合格者の発表
試験終了後十五日以内に合格者に合格証を送付するとともに、平成十七年十一月上旬に秋田県公報に合格者の受験番号を登載する。
八　開示請求の受付
(一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
(二) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成十七年十月十七日（月）から同年十一月十六日（水）までの午前九時から午後五時まで
九　試験についての問い合わせ先
産業経済労働部資源エネルギー課　資源・採石・火薬班（電話〇一八―八六〇―二二八六）

---

**秋田県告示第六百六十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　施行者の名称　田沢湖町
二　都市計画事業の種類及び名称
田沢湖都市計画下水道事業　田沢湖町公共下水道
三　事業施行期間
昭和五十五年一月十七日から平成二十三年三月三十一日まで
四　事業地
(一) 収用の部分
昭和五十五年秋田県告示第三十五号、同年秋田県告示第六百五十四号、昭和六十年秋田県告示第六百二十六号、平成元年秋田県告示第百八十二号、平成四年秋田県告示第二百七十七号、平成十年秋田県告示第二百三十三号及び平成十二年秋田県告示第四百三十二号の事業地に秋田県田沢湖町字石神、字阿気、字山根、字下村、字中村、字大川端、字船場台、字造道、字町田、字堂ノ前、字黒沢野、字牛沢、字黒沢、字十里木、字中生保内並びに字山居を加え、字上清水地内において事業地を変更する。
(二) 使用の部分
なし

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%